

保調発第0617001号  
平成20年6月20日

都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長 殿

厚生労働省保険局調査課長

国民健康保険毎月事業状況報告書（事業月報）、国民健康保険退職者医療毎月事業状況報告書（退職者医療事業月報）、国民健康保険事業状況報告書（事業年報）及び国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）の記載について

標記報告書の改正に伴う記載上の注意については、平成20年3月31日保調発0331001号をもって厚生労働省保険局調査課長から通知したところであるが、内容の一部を下記の通り訂正するので、貴管内保険者に対して周知方お願いすると共に、集計表の作成の際は留意されたい。

#### 記

①別添1「事業月報及び退職者医療事業月報記載上の注意」中、「第五 退職者医療事業月報F表の記載」の「3 高額療養費の状況」

誤：また、「長期高額特定疾病該当者数」欄は、施行令第29条の2第5項の規定による保険者の認定を受けている退職被保険者等の本月末における数を記載すること。

正：また、「長期高額特定疾病該当者数」欄は、施行令第29条の2第5項の規定による保険者の認定を受けている退職被保険者等の事業月報月の前々月末における数を記載すること。

②別添3「事業年報及び退職者医療事業年報記載上の注意」中、「第二 事業年報A表の記載」の「2 その他保険給付」

誤：

(2) 上記以外に条例又は規約に定めた保険給付がある場合は、「その他」欄に支給額等を記載する。その際に該当する保険給付が2つ以上ある場合は当該欄を全て「9」で記載し、該当する全ての保険給付の詳細については、別紙4に記載して年報と併せて報告すること。

(3) 支給額が世帯主(事業主組合員)と世帯員(その他の組合員及び家族)とで異なる等、給付要件が複数ある場合は該当する保険給付の欄を全て「9」で記載し、当該欄の内訳を別紙4に記載して年報と併せて報告すること。

正：

(2) 上記以外に条例又は規約に定めた保険給付がある場合は、「その他」欄に支給額等を記載する。その際に該当する保険給付が2つ以上ある場合は当該欄を全て「9」で記載すること。

(3) 支給額が世帯主(事業主組合員)と世帯員(その他の組合員及び家族)とで異なる等、給付要件が複数ある場合は該当する保険給付の欄を全て「9」で記載すること。

③別添3「事業年報及び退職者医療事業年報記載上の注意」中、「第五 事業年報E表の記載」の「2 経理状況」

誤：(注2)「療養給付費交付金」欄の額は、年報B表の「1[1] 収入状況及び支出状況」における「療養給付費等交付金」欄の額から、法附則第7条第1項第2号に規定する退職被保険者等に係る調整対象基準額及び後期高齢者支援金相当額を控除した額とし、前年度の療養給付費交付金の不足に伴う追加交付を受けた場合は追加交付額を加え、前年度の療養給付費交付金の超過に伴う返還額の充当措置を行った場合は充当額を差し引くこと。

正：(注2)「療養給付費交付金」欄の額は、年報B表の「1[1] 収入状況及び支出状況」における「療養給付費等交付金」欄の額から、法附則第7条第1項第2号に規定する退職被保険者等に係る調整対象基準額、後期高齢者支援金等(病床転換支援金を含む)及び老人保健医療費拠出金相当額を控除した額とし、前年度の療養給付費交付金の不足に伴う追加交付を受けた場合は追加交付額を加え、前年度の療養給付費交付金の超過に伴う返還額の充当措置を行った場合は充当額を差し引くこと。

④別添4「事業年報及集計表及び退職者医療事業年報集計表記載上の注意」中、「1 共通事項」

誤：（1）都道府県は各保険者から提出された事業年報の各表を集計して事業年報A表集計表、B表集計表及びC表集計表を作成すること。また、退職者医療事業年報の各表を集計して退職者医療事業年報E表集計表及びF表集計表を作成すること。

正：（1）都道府県は各保険者から提出された事業年報の各表を集計して事業年報A表集計表、B表集計表及びC表集計表を作成すること。また、退職者医療事業年報の各表を集計して退職者医療事業年報E表集計表及びF表集計表を作成すること。

また、年報A表の「その他保険給付」欄のいずれかが全て「9」で記載されて保険者より提出された場合は、その保険給付の詳細について別紙4に記載し、年報集計表と併せて報告すること。